

審 査 基 準

平成28年6月23日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条の2第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：法人の合併による許可証の書換え
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第7条の2第1項（風俗営業者たる法人の合併の承認）</li><li>・ 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）</li><li>・ 風俗営業等適正化法施行規則第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手續）</li></ul>
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：